

2014年5月12日

お客様の年金請求手続きをよりスムーズに行っていただくために、
「指定代理請求特約」を新設します。

お客様が万が一の事故や病気などにより意思判断能力をなくされた際、スムーズに年金請求手続きを進めていただけるよう、あらかじめ代理でご請求いただく方を指定する「指定代理請求特約」を2014年5月より新設します。

指定代理請求特約について

■ 指定代理請求特約とは

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人が年金を請求できない「事情」があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人、以下同様とします。）が指定した指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金を請求することができる特約です。

■ 年金受取人が年金を請求できない「事情」について

「事情」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 傷害または疾病により、年金を請求する意思表示ができない場合
- ② その他、①と同様の当社が認める状態である場合

■ 指定代理請求人について

指定代理請求人は、後継年金受取人と同一の方とします。

ただし、後継年金受取人が未設定の場合、または、後継年金受取人と別の方を指定したい場合は、次の範囲内で指定することができます。

- ① 年金受取人の配偶者
- ② 年金受取人の直系血族
- ③ 年金受取人の兄弟姉妹（兄弟姉妹がない場合は、甥姪）
- ④ 年金受取人と同居、または生計を一にしている年金受取人の3親等以内の親族

■ 指定代理請求特約の付加・解約・消滅について

○ 特約の付加

契約者の申し出により、当社の承諾を得て付加することができます。

ただし、被保険者と年金受取人が同一人である場合のみとなります。

○ 特約の解約

契約者はいつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

○ 特約の消滅事由（次の場合、この特約は消滅します。）

- 年金受取人または指定代理請求人の死亡を当社が知ったとき
- 年金受取人を変更したとき
- この特約を付加した主契約または特約が消滅したとき

※別紙のチラシも併せて参照下さい。

<お問合わせ先>

特約の中途付加をご希望される場合のご連絡、その他お問合わせにつきましては、以下の当社お客さまサービスセンターまでお電話いただきますようお願い申し上げます。

【お客さまサービスセンター】

フリーダイヤル：0120-81-8107（通話料無料）

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 9時～17時

以上

指定代理請求特約とは

～ 確実に年金をお受取りいただくために～

傷害または疾病により、年金を請求する意思表示ができない場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人が年金を請求することができます。

たとえばこんなとき…

事故や病気等で
寝たきり状態となり、
ご本人が意思表示
できない。



高齢で
認知症等になり、
ご本人が意思表示
できない。



特約が付加されていないと



年金のご請求手続きは年金受取人ご本人からの請求が必要です。
そのため、上記のようなケースでは年金のご請求手続きが難しくなります。

特約が付加されていれば



指定代理人が年金のご請求手続きをおこなえます。
ただし、年金は年金受取人ご本人の口座に限りお支払いします。
なお、特約の保険料は必要ありません。

指定代理請求人について

指定代理請求人は、次の範囲の中から1名ご指定いただけます。ただし、実際に年金をご請求いただく際に、指定代理請求人が下記の範囲外になっている場合は指定代理請求人からのご請求はできません。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に年金の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。



年金受取人の戸籍上の
配偶者



年金受取人の直系血族
(子、孫、父母、祖父母など)



年金受取人の兄弟姉妹*



年金受取人と同居、
または生計を一にしている
3親等内の親族
(おじ、おば、甥、姪など)

*兄弟姉妹がない場合は、甥姪とします。